

クリントピア丸亀基幹的設備改良事業

優先交渉権者決定基準

令和6年10月

中讃広域行政事務組合

目 次

第 1 優先交渉権者決定基準の位置づけ	1
第 2 優先交渉権者の選定方法等	1
1 優先交渉権者の選定方法	1
2 事業者選定体制	1
第 3 審査の手順	2
第 4 参加資格審査	4
第 5 提案審査	4
1 提出書類の確認	4
2 基礎審査	4
3 見積金額の確認	4
4 技術提案書の評価	5
第 6 優先交渉権者の決定	6
第 7 プロポーザルの無効	6

第1 優先交渉権者決定基準の位置づけ

本優先交渉権者決定基準は、本組合が「クリントピア丸亀基幹的設備改良事業」の実施に当たって、本事業を実施する事業者の募集・選定を行うに際し、本事業の応募者に交付するプロポーザル実施要領と一体のものである。

また、本優先交渉権者決定基準は、優先交渉権者を決定するに当たって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものである。

第2 優先交渉権者の選定方法等

1 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法は、各応募者の見積金額のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、技術提案書の提案内容等について総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 事業者選定体制

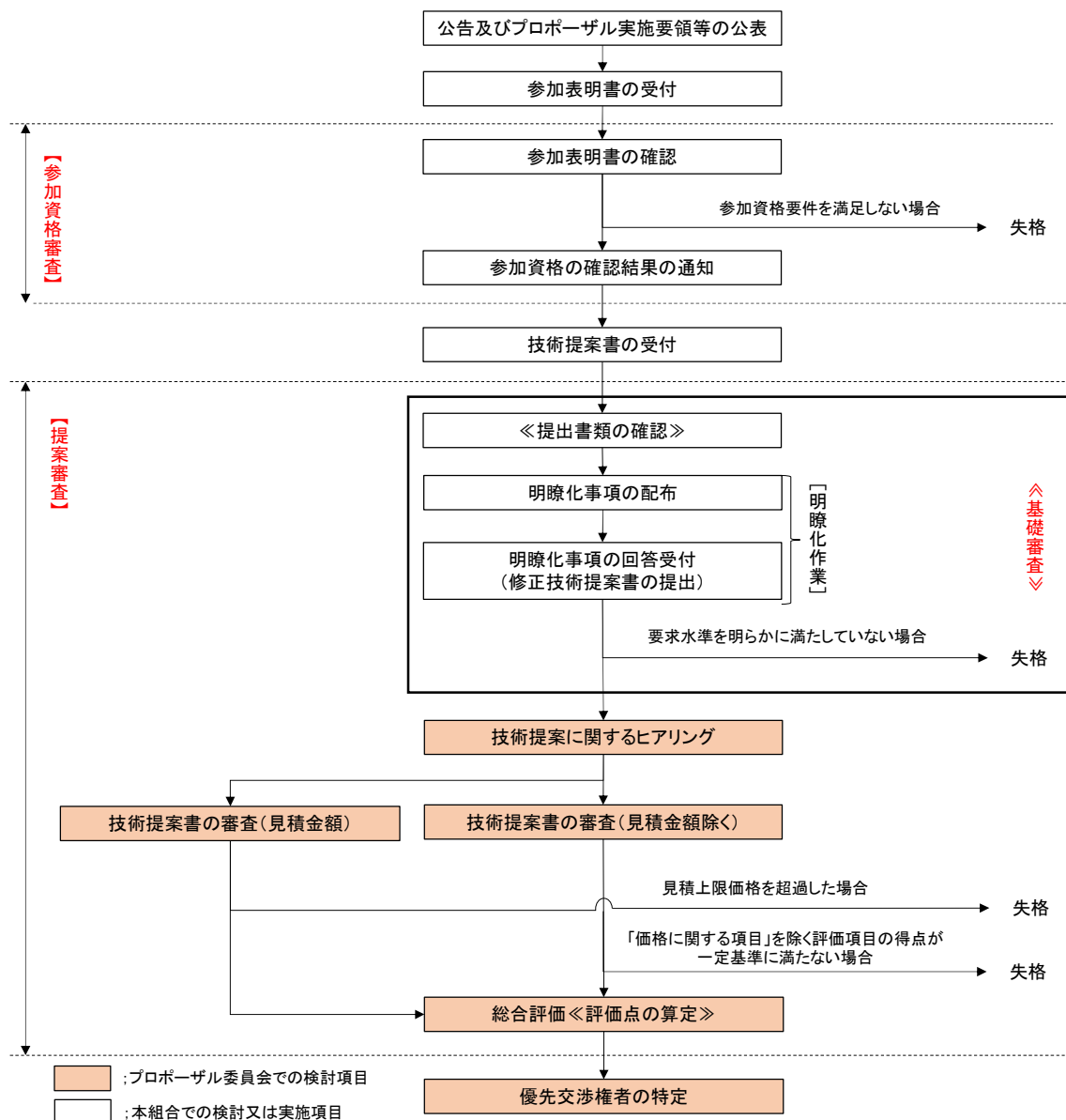
本組合は、本事業に関して技術的な専門的知識を必要とする事項について検討するため、学識経験者等で構成される検討委員会を設置している。本プロポーザル手続きを行うに当たって検討委員会の検討委員をプロポーザル委員として定め、本事業の応募者の審査及び優先交渉権者の選定等を実施するものとする。

第3 審査の手順

審査の手順は次のとおりである。

審査は2段階に分けて実施するものとし、応募者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「参加資格審査」と、参加資格審査を通過した応募者の提案内容を審査する「提案審査」を実施する。なお、参加資格審査における審査は、提案審査のための技術提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、参加資格審査の結果は提案審査に影響しない。

提案審査では、プロポーザル委員会が公平性、透明性及び客観性を確保したうえで、提案の技術面及び価格面を総合的に評価し、優先交渉権者を特定する。



第4 参加資格審査

応募者が、プロポーザル実施要領の「参加資格要件」に規定した次の事項を満たしているか否かについて、参加資格審査に関する提出書類に基づき審査する。資格に不備があった応募者は失格とする。

- 1) 応募者の構成等の遵守
- 2) 特別目的会社の要件の遵守（特別目的会社を設置する場合に限る）
- 3) 応募者の要件の遵守
 - A) 共通要件の遵守
 - B) 設計・建設工事を行う者の要件の遵守
 - C) 運営・維持管理業務を行う者の要件の遵守
 - D) 運搬業務を行う者の要件の遵守

第5 提案審査

1 提出書類の確認

提出された書類が全てプロポーザル実施要領の指定どおりに揃っているかどうかについて、本組合において確認する。

2 基礎審査

本組合は、提案内容が要求水準を満たしているか提案書類の記載事項で確認する。応募者は、技術提案書の提出時に、「要求水準に関する誓約書【様式第 17 号】」を提出し、本組合が要求する要求水準を満たすことを誓約すること。提案内容が要求水準を満たす妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断し、要求水準を満たさないと確認される場合には失格とする。

ただし、提案内容について、本組合が要求する要求水準を満たしていない、又は技術提案書の内容に対し、疑義がある場合は、当該技術提案書を提出した応募者に対し、技術提案書への疑義を明瞭化事項として取りまとめた書類により、明瞭化作業を実施する。明瞭化作業により、回答及び修正が確認できた場合には当該応募者を失格としない。

3 見積金額の確認

本組合は、応募者が提示する見積金額が見積上限価格以下であることの確認を行う。建設工事費、運営・維持管理業務委託費（22 年間）、運搬業務委託費（22 年間）の各々に見積書に記載された金額と見積書比較価格を比較し、いずれかにおいて見積書に記載された金額が見積書比較価格を超過している場合は、その応募は無効として当該応募者は失格とする。

4 技術提案書の評価

(1) 評価方法

技術提案書の評価は、プロポーザル委員会において、評価項目毎に評価点を算定し、総合的に評価を行う方法とする。

配点は、別紙 1 の評価項目表（評価の視点及び個別配点）のとおりとする。

(2) 評価点の算定

評価点は、定性評価項目及び定量評価項目の得点の合計値で算定する。なお、「価格に関する項目」を除く評価項目の得点が 30 点に満たない場合は失格とする。

プロポーザル委員会は、別紙 1 の評価項目表（評価の視点及び個別配点）に基づき、提案内容において要求水準以上の具体的かつ優れた提案がなされている内容について評価する。

ア 定性評価項目の得点化方法

定性評価項目の得点化は次のとおりとする。

まず、各プロポーザル委員が評価項目毎に、次の評価基準及び点数化方法に基づき採点を行う。次に各プロポーザル委員が採点した点数について、小項目毎の平均点を算出し、当該定性評価項目の得点とする。小項目毎の得点は、小数点第 3 位以下を四捨五入した値とする。

評価基準		点数化方法
A 評価	提案された内容に具体性と優れた工夫があり、大きな効果が期待できる。	個別配点×1.00
B 評価	提案された内容に具体性と工夫があり、効果が期待できる。	個別配点×0.75
C 評価	提案された内容が具体的であり、平均的な効果が期待できる。	個別配点×0.50
D 評価	提案された内容に具体性はあるが、効果があまり期待できない。	個別配点×0.25
E 評価	提案された内容に具体性がなく、効果がほとんど期待できない（効果が不透明）。	個別配点×0.00

イ 定量評価項目の得点化方法

定量評価項目の得点化は次のとおりとする。

プロポーザル委員会は定量評価の評価基準に基づき、総意をもって当該定量評価項目の得点とする。定量評価の評価基準は評価項目毎に設定する。

第6 優先交渉権者の決定

プロポーザル委員会は評価点の算定に基づき、最も評価点が高い者（以下、「最高得点者」という。）を選定し、優先交渉権者を特定する。

なお、最高得点者が複数いた場合には、次の順位で評価するものとするが、順位での評価が見つからない場合は、くじによるものとする。

- 1) 四捨五入を考慮しない時の得点が高い者
- 2) 「価格に関する項目」を除く評価項目の得点が高い者
- 3) 評価項目「運営・維持管理業務に関する項目」の得点が高い者
- 4) 評価項目「設計・建設工事に関する項目」の得点が高い者
- 5) 評価項目「事業計画に関する項目」の得点が高い者

第7 プロポーザルの無効

参加表明書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が応募した場合には、その応募は、無効とする。